番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	建設部 道路建設課		主要地方道野母崎宿線 道路改良工事 (監督補助業務委託)	11,970,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	主要地方道野母崎宿線道路改良工事((仮称)茂木トンネル)の現場管理業務を委託するものである。当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
2	長崎振興局	建設部 道路建設課	H25.12.27	一般国道499号道路改良工事 (監督補助業務委託)	4,305,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 発注に際し、制限付き一般競争入札を行ったが1者の応札もなく、また今後も応札者が見込めないことから、随意契約により契約相手者を特定することとした。なお、契約相手者を特定することに際しては、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2 第1項 第2号
3	長崎振興局	建設部 道路維持課		主要地方道長崎南環状 線交通管理業務委託	8,323,350	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 江口 道信	主要地方道長崎南環状線の14.3km(ランプ延長5.1kmを含む)の内、有料区間を除く12.4kmの交通管理を委託するものである。 当区間は、高度な管理が必要であるながさき女神大橋を含む自動車専用道路と同等の管理が必要である。 ・ながさき女神大橋道路の道路情報板及び大浜トンネル・唐八景トンネル警報板、非常電話受付がながさき出島道路管理事務所で一体的に管理操作されている。 ・長崎県道路公社が出島道路管理とながさき女神大橋の有料区間を管理操作している。よって、ながさき女神大橋を管理する長崎県道路公社と契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	長崎振興局	建設部 道路維持課		一般県道長与大橋町線 電線共同溝整備工事(通 信系引込管路)	35,260,050	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株 式会社九州支店 支店長 山本 隆宣	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り起こしを極力減らす観点から引込管路の建設に係る工事をエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱九州支店に委託する基本協定を平成19年に長崎県知事と西日本電信電話㈱長崎支店長は締結している。これに基づき委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
5	長崎振興局	建設部 道路維持課	H25.6.10	一般国道206号他5線 道路除草業務委託	5,431,840	長崎市岡町2-13 公益社団法人 長崎市シルバー 人材センター 理事長 中嶋 隆範	当委託は長崎市琴海地区内の国道及び県道(一般国道206号他5線)の除草やごみ拾い等を行う管理委託であり、施工延長は43.65km×2回である。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項」の規定により知事の許可を受けた公益法人であることから、定年退職者等高齢者への就業の機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を(社)長崎市シルバー人材センターへ委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
6	長崎振興局	建設部 道路維持課		一般国道206号(ココウォークバスセンター前交差点)電車軌道敷舗装補修工事(長崎市茂里町)	45,555,250	長崎市大橋町4-5 長崎電気軌道株式会社 代表取締役社長 松本 容治	本工事は、一般国道206号(長崎市茂里町)ココウォークバスセンター前において、路面電車と道路が交差する軌道敷内の舗装補修工事である。工事に先立ち、建設工事公衆災害防止対策要綱第28条第1項に基づき軌道管理者と協議を行った結果、軌道車両通行の安全確保のため、長崎電気軌道株式会社に工事を委託することとした。なお、長崎電気軌道(株)は3者による指名競争入札にて施工を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
7	長崎振興局	建設部 道路維持課		一般県道長与大橋町線 電線共同溝整備工事(電 力系連系·引込管路)	40,716,133	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社長崎お客様 センター センター長東誠二	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り起こしを極力減らす観点から引込管路の建設に係る工事を委託する基本協定を平成13年に長崎県知事と九州電力㈱支店長は締結している。これに基づき委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	長崎振興局	建設部 道路維持課	H25.10.22	長崎振興局建設部積算 技術業務委託	5,817,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
9	長崎振興局	建設部 道路維持課	H25.10.28	主要地方道神/浦港長 浦線他1線橋梁補修工 事(監督補助業務委託)	7,245,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	当業務は、橋梁補修工事の施工・管理状況について、工事請負者から提出された各種資料等と設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
10	長崎振興局	建設部 道路維持課		長崎振興局建設部積算 技術業務委託(その2)	1,470,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	長崎振興局	建設部 道路維持課	H26.3.26	一般国道499号電線共 同溝整備工事(センター ポール)	268,390,800	長崎市大橋町4-5 長崎電気軌道株式会社 代表取締役社長 松本 容治	本工事は、一般国道499号(長崎市出島町)において、電線共同溝整備工事に伴う軌道敷内を整備するセンターポール事業を行うものである。 工事に先立ち、建設工事公衆災害防止対策要綱第28条第1項に基づき軌道管理者と協議を行った結果、軌道車両通行の安全確保のため、長崎電気軌道株式会社に工事を委託することとした。 なお、長崎電気軌道(株)は3者による指名競争入札にて施工を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
12	長崎振興局	建設部河川課	H25.11.12	浦上ダム建設工事(概略 配置設計評価業務委託)	19,530,000	東京都台東区池之橋2-9-7日殖 ビル2F 一般財団法人 ダム技術セン ター 理事長 大町 達夫	浦上ダムは、既設ダムの再開発を下流面腹付方式による高上げ、横越流型トンネル方式の採用および水道用水を維持した状態での施工等、特殊な形式で実施する予定である。 既設ダムの再開発・改良は、高度な技術や新技術の適用が伴うため、ダム技術センターが設立以降、国土交通省所管の直轄・補助の再開発・改良ダムのすべての技術評価や判断を行った実積があり、また、唯一の機関である。よって、当該センターが当業務を実施できる唯一の機関であると特定した。	第167条の2 第1項 第2号
13	長崎振興局	建設部都市計画課		長崎旧線長与·道/尾間 122k930m付近用地境界 測量業務	3,530,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社 支社長 山下 信二	本業務は、都市計画道路高田線街路改築工事において、JR九州の鉄道敷と道路敷の確定測量等を行うものである。 確定測量等を実施するにあたっては、軌道敷内への立ち入りや列車の運行管理・保全との調整が不可欠であるため、鉄道事業者であるJR九州㈱長崎支社へ、計画協議に基づ〈実施協定により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
14	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	H25.8.9	高田南高田小学校線A2 橋台右側ウイング部盛土 工事に伴う長崎旧線高 田・道ノ尾間125k210m付 近軽量盛土工事	16,767,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社 支社長 山下 信二	本工事は、高田南土地区画整理事業による都市計画道路高田小学校線の道路整備において、JR長崎本線を跨ぐ橋梁新設工事の橋台部分の埋め戻しによりできた法面部の処理を行うものである。本盛土部はJR軌道敷きに隣接しており、施工に際しては、鉄道施設内への立入・列車の運行管理や保線との調整が不可欠であるため、鉄道事業者である九州旅客鉄道㈱長崎支社へ工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H25.4.1	長崎港内及び長崎漁港 (三重地区)内海面清掃 作業委託	26,250,000	長崎市国分町3-30 長崎清掃協議会 会長 金子 叔司	長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内の海面清掃を専門的に行う団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件(風向、風速、潮流等)に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を伴うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であるため、熟練した技能が求められる。長崎港清掃協議会は、設立以来、本業務を履行しており、これらのことに精通し、かつ熟知している。この業務を履行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出るようなゴミも頻繁に発生するが、長崎港清掃協議会は、柔軟に即座な対応が、長崎港清掃協議会は、柔軟に即座な対応が、長崎港清掃協議会は、柔軟に即座な対応が、長崎港清掃協議会は、柔軟に即座な対応が、長崎港の安全を守っている。この協議会は、長崎市からの補助金を受けて運営しており、営利を追及しておらず、公平な立場で対応が可能である。よって、その行う業務は競争入札には適さない事業である。	第167条の2 第1項 第2号
16		長崎港湾漁港事務所 港営課		高島港·港湾緑地管理等 業務委託	1,351,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	長崎市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、港湾施設に関する管理事務を行っており、一体的な管理を行うことで効率的な管理を行うことができ、県営港湾施設として設置した緑地の管理を地元市である長崎市に委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号
17	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課		長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷 役機械管理運営業務委 託	8,944,950	長崎市出島町2-16 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 安藤 和訓	長崎港小ヶ倉柳地区については、港湾運送業の 円滑な運営を図るため長崎港コンテナターミナル運 営協会を設立している。当協会は、長崎県から許ル を受けた「タイヤマウント式クレーン、ストラドルキャリア及びフォークリフト」の使用計画を調整し荷役作業を行っている。当委託業務は、これら港湾荷役機械の維持管理業務(始業前点検、月例点検、年次点検等)を委託するものであるが、始業前点検に委託契約を締結することは、現実的協会にはなおら、使用者が会員となっている運営協会にであり、原度な知識が必要となるが、始業前点検を行っている港湾荷役機械の使用者の立会が必須であるなど、始業前点検を一体となった点検であり、点検日程についても運営協会との調整が不可欠であるため、運営協会に委託し、効率化を図るものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18		長崎港湾漁港事務所港営課	H25.5.28	長崎港保安規程改定業 務(柳西)委託	4,095,000	東京都港区赤坂3-3-5 公益社団法人 日本港湾協会 会長 三村 明夫	今回の業務は、小ヶ倉柳西岸壁の埋立工事完了による供用開始に伴い長崎港内柳西岸壁保安規程の制限区域変更の必要があるため業務委託するものである。本業務を社団法人日本港湾協会(以下「日本港湾協会」という)と随意契約する具体的理由は、下記のとおり。 1) 本業務は、国際条約に基づいた港湾におけるテロ等の破壊行為に対応する保安計画(施設計画会む)を改訂するもので最も機密性の高い特殊な務である。 2) 本業務を行うためには、保安に関する知識以外にも、港湾施設整備や港湾荷役・港湾情報運営等の港湾全般に対する豊富な知識及び技術を有していることが求められ、機密の漏洩に対して細心の対策されており機密保全の組織内体制が十分整備され機密情報の取扱いに長けている。そのためには、機密保全の組織内体制が十分整備され機密情報の取扱いに長けている。そのためには、で、保安規程策定業務を多数受注している。との理由から、当日本港湾協会以外に埠頭保程改訂業務を委託できる業者は他にいない。更に、業務の仕様内容を機密保持の観点から公開することが出来ないため、競争入札に適さない業務である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、財務規則106条第1項第2号の規定に基づき社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
19		長崎港湾漁港事務所 港湾課		池島港改修工事(南防波 堤適合性確認)	1,470,000	東京都千代田区隼町3-17 一般財団法人沿岸技術研究セ ンター確認審査所 所長 関田 欣治	本業務は、港湾法第56条の2の第2項の確認を港湾 法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を 行うものであるが、本業務は、港湾法第56条の2の3 の規定により国土交通大臣の登録を受けたものし か行えない業務である。しかし、この登録を受けてい るのは一般財団法人沿岸技術研究センターしかな いため、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H25.8.21	長崎港小ヶ倉柳地区スト ラドルキャリア代替荷役 施設業務委託	4,000,000	長崎市出島町2-16 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	柳埠頭には、定期コンテナ船が就航している。しかし、コンテナを移動させているストラドルキャリアが故障(H25.8.15)し、使用できない状況となった。このため、緊急に長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷役機械管理運営委託業務先で当機械のメンテナンス及び修理を行っている長崎港コンテナターミナル運営協会が故障箇所の調査を行ったが、原因の特定ができなかった。ストラドルキャリアの修理が終わるまでは、入港等の荷降ろし作業を確実に行うため、代替の荷役機械としてクレーン等を緊急に手配し荷役作業を行う必要がある。 当業務を緊急に対応できる業者は、協会員が定期コンテナ船の代理店でありコンテナ船からの荷降ろし及び運送作業に精通している長崎港コンテナターミナル運営協会であるため、1者随意契約により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
21	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H25.12.2	長崎振興局長崎港湾漁 港事務所積算技術業務 委託	0.005.000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
22	長崎振興局	長崎振興局長崎港湾 漁港事務所港営課	H26.3.25	長崎港小ヶ倉柳地区タイヤマウント式クレーン補 修工事	3,124,800	長崎市小浦町6番地 ㈱旭動力工業所 代表取締役 山口 正文	長崎港小ケ倉柳ふ頭の荷役機械管理運営は、長崎港コンテナターミナル運営協会(以下「協会」)に委託しているが、平成26年3月24日、協会から県に対しコンテナヤード内のタイヤマウント式クレーンが故障した旨の通報があり、応急対応が可能か緊急に調査指示を行ったところ、同日、協会から応急対応は不可能であり、部品の交換などの補修工事が必要であること、更に代替クレーンの手配が必要である旨 3月28日には次のコンテナ船が入港予定であり、この荷役に支障のないようにするためには、緊急の補修工事の必要があるが、協会の求めに応じて常時、当該クレーンの点検業務を行っており、かつ、補修工事の実績があって、緊急に対応することが可能な者は、株式会社旭動力工業所のみである。	第167条の2 第1項 第2号